

## データ市場に係る競争政策に関する検討会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 令和3年2月9日（火）15：30～17：30
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 一般社団法人日本 IT 団体連盟からの説明
  - (3) プレゼンテーションに対する質疑応答
  - (4) 小林委員からの説明
  - (5) 事務局からの説明
  - (6) 討議
  - (7) 閉会
- 5 議事概要
  - (1) 一般社団法人日本 IT 団体連盟から、「「情報銀行」の取り組み」（資料1）に基づき説明が行われ、続いて、質疑応答が行われた。
  - (2) 次に、小林委員から、「IoT データに係るルールとプラットフォーマーの動向」（資料2）に基づき説明が行われた。続いて、事務局から、医療分野におけるデータ活用について説明を行った後、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は、以下のとおり。

○ 医療分野のデータ活用はなかなか難しい。国ごとに制度も異なっているところ、アメリカは保険会社主導となっており、データ連携は進みやすく、まだ日本に近いと思われるイギリスは医師のほとんどが準公務員であり、自由開業も通常はできない等かなり規制が入っており、非常に国のコントロールがきいている。やはり日本の場合は、非常に独特な仕組みになっているところが問題なのかなと思う。

その上で、日本においてデータ連携がうまくいっている例としては佐渡島の例がある。これは、「島」という特性を活かしたものと言えると思う。もともとここは中核の総合病院に診療所や薬局、介護施設等といった施設が連携していたところ、草の根的に作ったシステムを導入してデータ連携させたもので、どこからでも、どのような薬が処方されているのか、どのような診療がなされているのか等を知ることができるようになっている。他の地域では、総合病院といっても、大学病院、国立病院、県立病院等々複数の病院があり、1つの病院を中核として連携している形にはなっておらず、こういうこともデータ連携を難しくする要因なのではないかと考えている。

- 今後データポータビリティを考えていく上で、競争促進の観点から重要だと考えている点は3つある。1つ目は、データ移転を個人が完全にコントロールすることはできない中で極めて重要な仲介サービスを、データポータビリティの代理等、データポータビリティの制度の中にどのように位置付けるかという点である。2つ目は、分野ごと、目的ごとにどのようにデータポータビリティを設計していくかを検討する際に、大きなプレイヤーに対して特別な義務を課すかどうかである。3つ目は、ノンパーソナルデータにも焦点を当てて、特にクラウドのスイッチングやロックインの排除といった部分も合わせてデータポータビリティを考えるのであれば、何の目的のために、こういったセクターや対象にこういったルールを作るのか、ということを考えていくことである。
- 海外でのスマートシティの事例のように、プラットフォーム事業者が、長期的にデータ収集・活用を行っていくという想定の下で新たな事業に参入した後、短期間のうちに事業から撤退するという事態が生じ得るが、データポータビリティは、特にB to Cの領域において、消費者の権利利益を一定程度担保することに貢献する又は事業者に対する抑止力になると考える。しかし、B to Bの領域において営業の秘密等の懸念があるなど、データポータビリティがうまく活用できない場面で長期的なデータ活用の持続可能性を確保するためにはどのような方策があるのかを考える必要がある。
- 事業の形成段階において事業者同士で事業のリスクについて話し合い、撤退戦略まで踏まえた合意を形成しておくことが必要になるのではないかと。もっとも、事業の形成段階でハードルを高くしてしまうと、新たな事業創出の障害になってしまう危険性もあるので、事業者同士の合意にある程度政府が関与することも必要になってくるのではないかと。
- Cookie に関しては、プライバシー保護の観点から問題視されていた一方で、データ流通を活発化させていた面も否めない。業界の自主規制の議論を通じて、Cookie レスの方向に進むと、結果的に最も得をするのは巨大プラットフォーム事業者であり、データ流通が妨げられることによって、逆にプラットフォーム事業者の寡占を強化してしまうという側面もある。今回の議論に当たり、このような構造の複雑さについても留意する必要がある。
- データの帰属に関して、欧州においては、パーソナルデータが誰に帰属し

ているかというデータオーナーシップの観点というよりは、個人には自己情報についてコントロールをする基本的権利があるという考え方に基づいて取組を進めているものと理解しており、データシェアリングやデータプーリングの仕組みを作っていく上で、データの帰属を明確化していくというアプローチはあまり有効ではないのではないかと考えている。

- プラットフォーム事業者が、元々は別々のサービスについて、個別に許諾を取ってデータを取得していたところ、突然これらを統合して、1つのポリシーで許諾を取るようになったということがある。このような巨大な利用契約に対する包括的な許諾を求められるようになってきているので、事業者の信頼というものが大事になってきており、例えば、データ提供者からデータ管理を受託された事業者にどのような責任を負わせるべきかなどについても議論すべきではないか。
- 情報銀行としての認定において、データ提供者との関係での良い点は、通常の個人情報保護法等では求められない、提供先の監督や提供先での利用目的の制約があるところである。提供先の監督がどの程度機能するかは運用次第だが、少なくとも、金銭の流れと逆流するデータの流れを作っているという点では、成功しているのではないか。
- 固定費用が非常に高く、限界費用はほぼゼロで、非競合財であるという産業構造なので、典型的な経済学の考え方によると、自然独占にならざるを得ず、半ば公共財のような側面があり政府が自分でやった方がいいようなもの、ということになるのに、基本的には民間企業によるイノベーションの結果様々なデータが収集できる、というところに本件の難しさがあるのではないか。特に、データは副産物として得られることが多いということを踏まえる必要があり、利益が出る形にした仲介業者が登場すると、非常に大きな規模の経済が働くので、市場支配力を持つことになってしまう。それを規制するならば、価格規制をするか、逆にとにかく容易に参入できるようにして、どんどん新しいサービスが登場して入れ替わっていくことの方がいいのか、いずれにしろ、非常に難しいテーマである。
- 本当にデータを集めるだけの者を対象に考えるのだとすると、確かにおそらく、規模の経済が働いて、独占が最適で、ということになるのかもしれないが、データが副産物というのは、何か主業があって、そこで何らかのデータが生じるから、それを使ってみようというケースで、実際、今までの現実

の事例は、そのようなケースが多いのではないかと思う。

- データ市場の競争の活発化ということを考える場合、新規事業を創出できるのかどうかという観点から考えてみるのもいいのではないかと思った。その観点からすると、少数のデータだけで成り立つ事業はあるのかもしれないが、一部のデータがあるのでは意味がなく全体のデータが必要な事業もあり、そこを切り分けて考えることが必要である。新規事業が事業として成り立っていくにはどうしたらいいかという視点から考えていく必要がある。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データ市場に係る競争政策に関する検討会 委員名簿

生貝 直人 東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所  
ICTメディア・サービス産業コンサルティング部  
パブリックポリシーグループマネージャー  
／上級コンサルタント

伊永 大輔 東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授

座長 松島 法明 大阪大学社会経済研究所 教授  
(競争政策研究センター所長)

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授

渡辺 安虎 東京大学大学院経済学研究科 教授  
東京大学エコノミックコンサルティング株式会社  
取締役

[五十音順, 敬称略, 役職は令和2年11月13日現在]